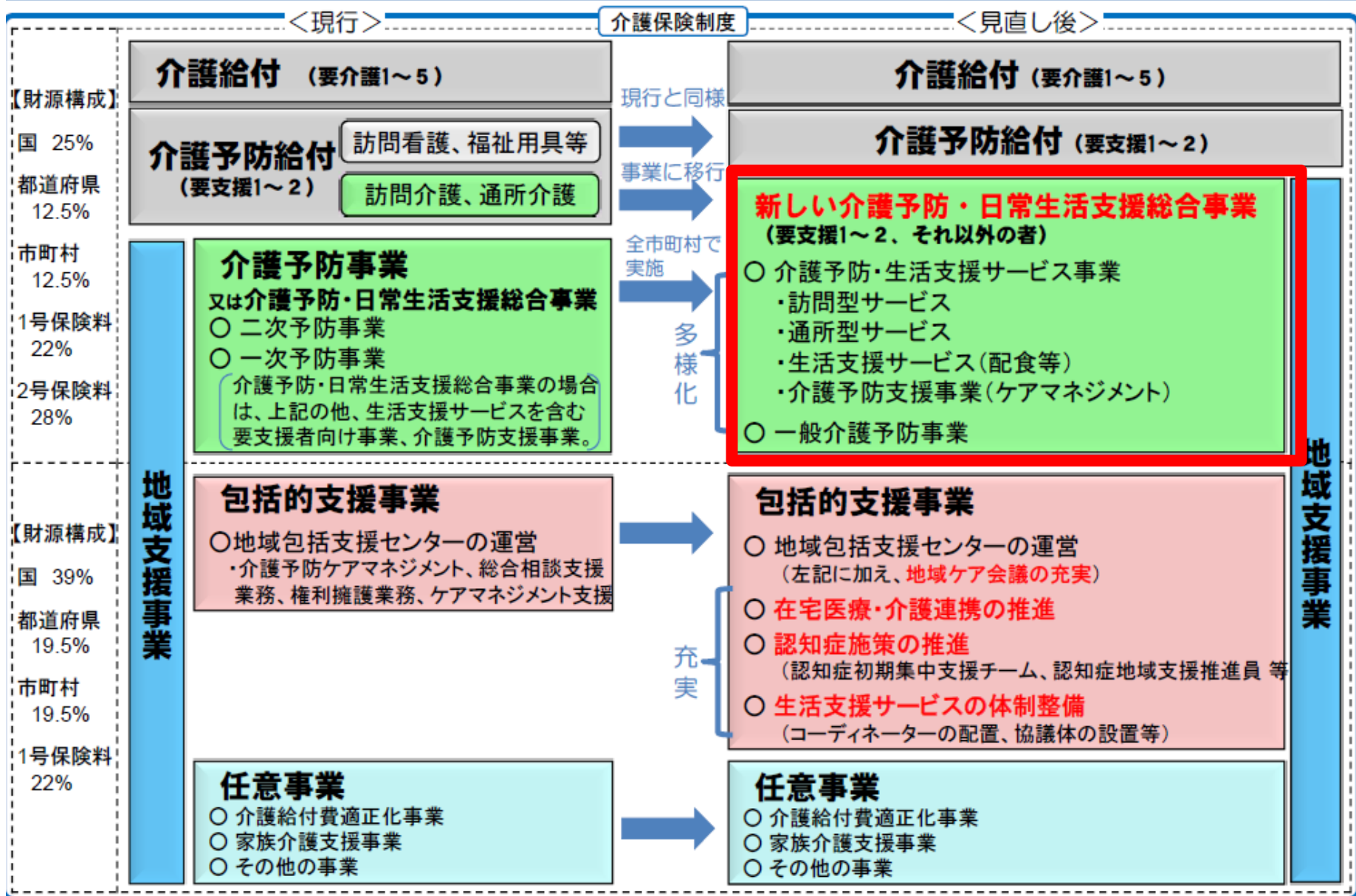


# 第Ⅱ部

## 総合事業の構成、類型等

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

介護予防・日常生活支援総合事業  
(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)  
 ・要支援認定を受けた者(要支援者)  
 ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス  
(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
  - ①訪問介護
- ・多様なサービス
  - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
  - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
  - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
  - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス  
(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
  - ①通所介護
- ・多様なサービス
  - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
  - ③通所型サービスB(住民主体による支援)
  - ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス  
(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント  
(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者  
 ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)  
 ・要支援認定を受けた者(要支援者)  
 ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

1 訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
  - ①訪問介護
  - ②訪問型サービスA
  - ③訪問型サービスB
  - ④訪問型サービスC
  - ⑤訪問型サービスD
- ・多様なサービス

2 通所型サービス(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
  - ①通所介護
  - ②通所型サービスA
  - ③通所型サービスB
  - ④通所型サービスC
- ・多様なサービス

3 その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的と
- ②住民ボランティア等
- ③訪問型サービス、自立支援に資するス・通所型サービス

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者  
 ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

※ 上記はサービスの典型例として踏まえて、地域の実情に応じて

	27年度	28年度	29年度	30年度
①訪問介護				
②訪問型サービスA		H28.10~		
③訪問型サービスB			H29.4~	
④訪問型サービスC				未定
⑤訪問型サービスD			H29.4~	
①通所介護				未定
②通所型サービスA		H28.10~		
③通所型サービスB			H29.4~	
④通所型サービスC			H29.4~	
①栄養改善の目的と			H29.4~	
②住民ボランティア等				未定
③訪問型サービス、自立支援に資するス・通所型サービス				未定
※注 ●実施済み ○予定				
①介護予防把握事業	●			
②介護予防普及啓発事業	●			
③地域介護予防活動支援事業		●		
④一般介護予防事業評価事業		●		
⑤地域リハビリテーション活動支援事業			○	4

# ①訪問型サービス(サービスの類型)

基準	①訪問介護 (現行の訪問 介護相当)	②訪問型サー ビスA	③訪問型サー ビスB	④訪問型サー ビスC
サービスの種別	現行の訪問介 護相当	緩和した基準 によるサービ ス	住民主体によ る支援	短期集中予防
サービスの内容	訪問介護員に よる身体介護、 生活援助	生活援助等	住民主体の自 主活動として 行う生活援助 等	保健師などに よる居宅での 相談指導など
開始時期	H28.10～	H29.4～	未定	H29.4～ 市 実施

# 訪問型サービスA運営基準

サービス種別	訪問型サービスA
サービス内容	生活援助(身体介護を伴わない)
対象者	①要支援1、2 ②事業対象者
実施方法	委託による実施
サービス提供者	訪問介護事業所、民間事業所
人員	専従1名以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可)介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者および市が定める一定の研修受講者
サービス期間	介護予防ケアマネジメントにより判断する
サービス提供時間	※上限 週1回 45～60分以内(介護予防ケアマネジメントにより判断する)
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、廃止・休止の届出と便宜の提供
利用者の安全配慮	要保険加入
1回あたり単価	
算定根拠	
利用料等	利用料1回1時間300円
備考	・サービス内容は老計第10号の家事援助の範囲内とする。

# 訪問型サービスC運営基準

サービス種別	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
サービス内容	保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が対象者の居宅を訪問して、必要な相談・指導などを実施
対象者	体力の改善に向けた支援、健康管理の維持・改善が必要、閉じこもりに対する支援、ADLやIADLの改善に向けた支援 が必要な方
実施方法	直接実施
サービス提供者	保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等
人員	
サービス期間	4～6カ月
サービス提供時間	1回1時間程度、頻度は、ケアアセスメントによる
法令順守事項	
利用者の安全配慮	—
1回あたり単価	なし
算定根拠	—
利用料等	なし
備考	

## ②通所型サービス(サービスの類型)

基準	①通所介護 (現行の通所 介護相当)	②通所型サー ビスA	③通所型サー ビスB	④通所型サー ビスC
サービスの種別	現行の通所介 護相当	緩和した基準に よるサービス	住民主体による 支援	短期集中予防 サービス
サービスの内容	通所介護と同 様のサービス、 生活機能の向 上のための機 能訓練	ミニデイサービ ス、運動・レクリ エーション 等	体操、運動等の 活動など、自主 的な通いの場	生活機能を改 善するための運 動器の機能向 上や栄養改善 等のプログラム
開始時期	H28.10～	H29.4～	H29.4～	H29.4～



# 通所型サービスA運営基準

サービス種別	通所型サービスA
サービス内容	<p>高齢者の閉じこもりや自立支援に資する通所事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、高齢者が生きがいを持って、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の向上に効果的な取り組みを支援する。</li> <li>・西海市介護予防ファイルを活用したセルフケア定着支援</li> </ul>
対象者	①要支援1・2 ②事業対象者(基本チェックリスト該当者)
実施方法	委託による実施
サービス提供者	通所介護事業所、民間事業者等
人員	専従1人、対象者14人以下 介護スタッフ1人、15人～19人 介護スタッフ2人
サービス期間	平成29年 月 日～平成30年3月31日
サービス提供時間	週1回 1時間30分～2時間
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供
利用者の安全配慮	
1回あたり単価	
算定根拠	
利用料等	利用者負担:1回 円
備考	★28年度まで実施の「若返り教室」を一部移行

# 通所型サービスB運営基準

サービス種別	通所型サービスB
サービス内容	住民主体による要支援者等を中心とする自主的な通いの場づくり (週1回の体操等の活動、趣味活動等を通じた自主的な通いの場)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者又は事業対象者で事業の利用を希望するケース</li> <li>・市内在住の65歳以上の高齢者</li> </ul>
実施方法	助成(謝礼金、補助金)
サービス提供者	介護予防サポーター(介護予防サポーター養成研修等の修了者又は一定の研修受講者)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 専従1名以上</li> <li>・従事者 必要数</li> </ul> <b>【資格要件:介護予防サポーター養成研修等の修了者又は一定の研修受講者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者 要支援者、事業対象者等が1回あたり年間平均5人以上</li> </ul>
サービス期間	自立支援に向けてセルフマネジメント実施
サービス提供時間	おおむね週1回以上 おおむね1回1時間半程度
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持
利用者の安全配慮	介護予防ファイルを活用したセルフケア定着支援
1回あたり単価	謝礼金:1,000円/時間、費用弁償を加算 利用者10人未満の場合従事者1名まで、利用者10人以上20人未満の場合従事者2名まで、利用者20人以上の場合従事者3名までの有償ボランティアに対し謝礼金等支給
算定根拠	謝礼金:教育委員会の各謝礼金の基準による
利用料等	なし(ただし、食事代等は実費負担)
備考	補助金(運営資金、事業開始準備資金):1団体あたり上限5万円/年、補助率9/10

# 通所型サービスC運営基準

サービス種別	通所型サービスC
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じてプログラムを複合的に実施(例:運動機能向上事業、認知症予防事業)</li> <li>・西海市介護予防ファイルを活用したセルフケア定着支援</li> </ul>
対象者	①要支援1・2 ②事業対象者(基本チェックリスト該当者)
実施方法	委託による実施
サービス提供者	通所リハビリテーション事業所、通所介護事業所、民間事業者
人員	専従1人、対象者10人以下 介護予防支援スタッフ1人、11人～15人 2人 (従事職員のうち1人は、看護師、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士など)
サービス期間	4～6か月以内
サービス提供時間	1時間半～2時間半未満 (①運動 1時間30分程度 休憩時間を含む、②学習、自己モニタリングなど 30分程度 等)
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供
利用者の安全配慮	
1回あたり単価	
算定根拠	
利用料等	利用者負担:1回 円
備考	生活圏域に最低1箇所を設置予定。

## ③その他の生活支援サービス

- 配食サービス

# 配食サービス【対象者】

事業対象者、要支援者、要介護者の方で次の項目に該当する方

①心身の状況等により食の確保が困難で、安否確認が必要な方。

（車を運転して買い物に行ける方は除く）

②家族同居でも、家族に障害や疾病があり、食の確保や調理ができない方

※原則として家族同居、日中独居の方は除く。

（家族による安否確認と食の確保が可能であるため）

一人暮らし、高齢者のみの世帯は、他者による安否確認に頼らざるをえないため。

# 配食サービス【対象者】

③栄養改善対象者・・・基本チェックリストで栄養項目の2項目ともに該当する方。

※ただし、①や②に該当する方が前提。

（食の確保が可能な方、家族同居の方は除く）

①②以外の理由がある者は、ケア会議等で検討する。

※単発利用や短期1ヶ月以内の利用は、除く。

# 配食サービス 【内容】

配食の提供内容・・・普通食のみ

※副食のみ・病気対応食は対象外。

（理由）総合事業では、安否確認・食の確保・栄養改善を目的としており、病気対応を目的としていないため。

# 配食サービス事業 提出書類

1. 申請書
2. 誓約書
3. 介護サービス計画書（写し）
4. 食のアセスメント票

※様式は、整備中ですので後日お知らせします。



# その他の生活支援サービス運営基準

サービス種別	その他の生活支援サービス
サービス内容	配食サービス
対象者	①要支援1・2 ②事業対象者(基本チェックリスト該当者)
実施方法	委託
サービス提供者	配食事業所
人員	—
サービス期間	サービス計画書等、介護予防ケアマネジメントにより判断する
サービス提供時間	—
法令順守事項	清潔の保持、健康状態の管理、業務上知り得た秘密の保持、事後発生時への対応、廃止または休止の届出
利用者の安全配慮	
1回あたり単価	
算定根拠	
利用料等	食材料費及び調理に係る相当分
備考	

# サービスの利用の流れ

- 第 I 部での説明
- リーフレット参照
- 3月号 広報さいかいへの折込

# 生活支援・介護予防サービスの充実

- ・生活支援サポーター、介護予防サポーター養成研修

H28年度 2クール開催

H29年度 4クール開催予定

- ・生活支援サービスの体制整備

コーディネーターの配置、協議体の設置など

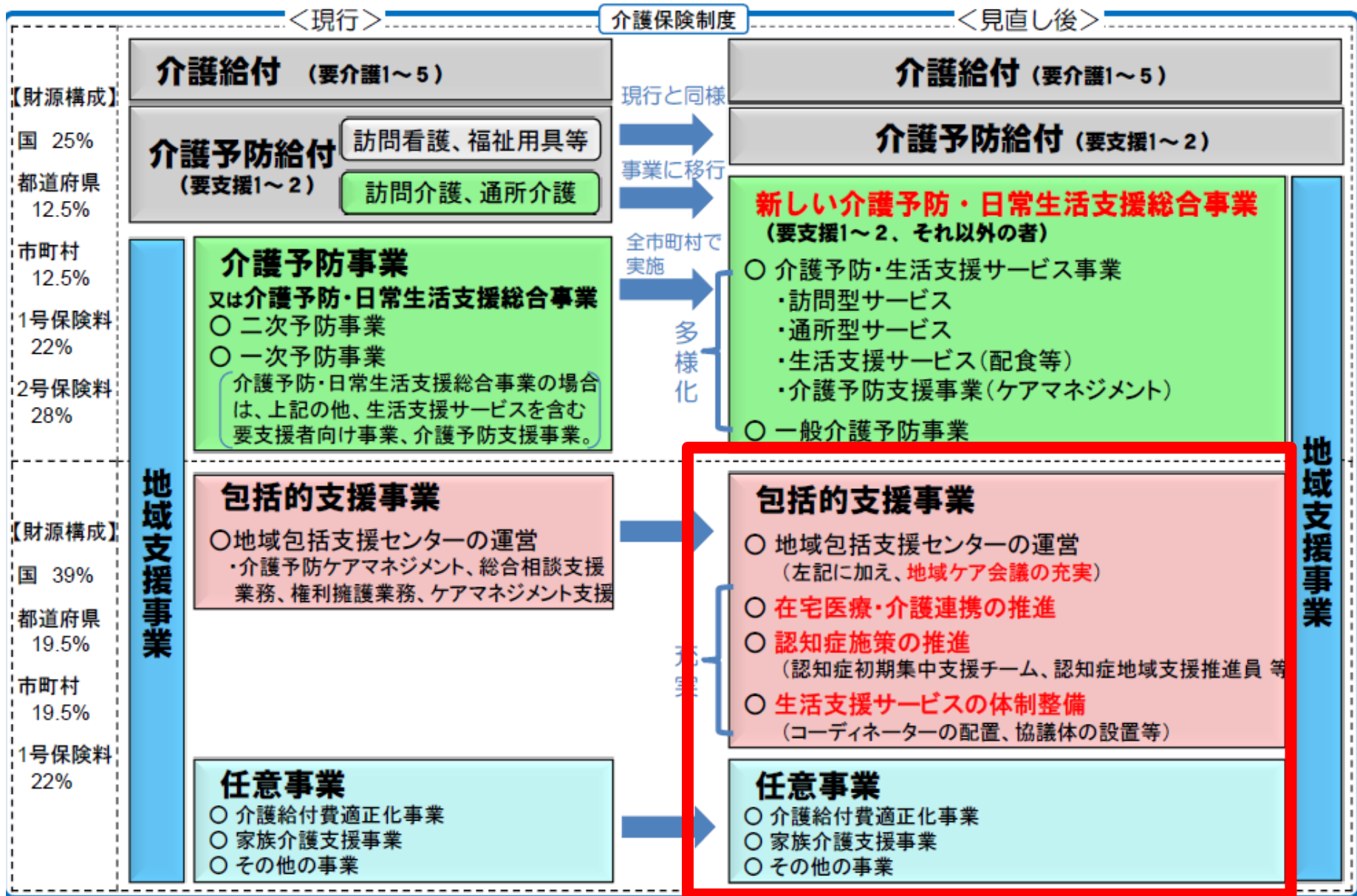
## 生活支援サポーターとは？

生活支援とは、買い物・調理・掃除・外出支援・ゴミだしなど多様です。地域で自立した生活を実現するために、住民主体の支えあい活動を実施する人々を養成する研修です。

## 介護予防サポーターとは？

市内の各地区で行われている介護予防活動(いきいき百歳体操や教室など)を支援する活動です。簡単にできる体操やレクリエーション、健康づくりに役立つ知識(サポーター養成研修)を学ぶ研修です。

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



H28年度 関係会議等の実績 テーマ「顔の見える関係」			
	期日	内容	参加者
1	5月26日	①西海市介護保険事業計画策定委員会 ②西海市地域密着型サービス運営協議会 ③西海市地域包括支援センター運営協議会	保健医療・福祉関係者、指定サービス事業者、介護保険被保険者、市福祉課・健康ほけん課
2	8月2日	西海市在宅医療・介護連携検討協議会①	医師会代表、歯科医師会代表、薬剤師代表、訪問看護ステーション代表、リハビリ医療専門職代表、居宅介護支援専門員代表、介護事業所代表、西彼保健所、健康ほけん課、行政区長代表、民生委員・児童委員代表
3	8月5日	長崎地域リハビリテーション広域支援センター 西海市ブロック研修会①	西海市内・近郊の事業所で働く理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、包括職員等
4	12月2日	西彼圏域 地域ケア会議	介護保険事業所、介護支援専門員、病院・診療所、薬局、リハ職、訪問看護等
5	1月20日	長崎地域リハビリテーション広域支援センター 西海市ブロック研修会②	西海市内・近郊の介護保険事業所（薬剤師、介護支援専門員、介護職員、リハ職、等）、包括職員
6	2月3日	大島・崎戸圏域 地域ケア会議	介護保険事業所、介護支援専門員、病院・診療所、薬局、リハ職、訪問看護等
7	2月19日（日）	西彼保健所管内 医療介護連携推進に向けたキックオフ研修会	西海市・長与町・時津町の医療・介護・地域保健福祉関係従事者
8	3月3日	大瀬戸圏域 地域ケア会議	介護保険事業所、介護支援専門員、病院・診療所、薬局、リハ職、訪問看護等
9	3月予定	西海市在宅医療・介護連携検討協議会②	1 に同じ
10	4月以降 予定	西海圏域 地域ケア会議	介護保険事業所、介護支援専門員、病院・診療所、薬局、リハ職、訪問看護等

# 円滑な事業への移行・実施

- 赤枠の「包括的支援事業」についても、年次計画で取り組んでいく。
- 未定の事業については、今後現状を見ながら検討していく。

# 総合事業に関する問い合わせ

FAX用紙を用いてお願いします。

1週間以上経過しても返答がない場合は、  
電話確認をお願いします。

西海市包括支援センター：22－0730 (FAX)  
37－0245 (TEL)